

逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会（以下「連絡会」という。）として開催し、同法第18条に規定する事務等を実施するため、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 連絡会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 障がい当事者及びその家族
- (2) 福祉関係者
- (3) 権利擁護関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 医療関係者
- (7) 商業関係者
- (8) その他市長が必要があると認めた者

2 連絡会は、原則年1回以上開催する。

3 連絡会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

4 連絡会には、代表を設けない。

(アドバイザー)

第3条 市長は、連絡会の開催に当たり、障がい者の差別解消についての知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。